令和６年６月

富士吉田市立看護専門学校　看護教員のラダー（成長段階別モデル）

富士吉田市立看護専門学校

看護基礎教育を充実させるためには、看護教員の質の向上が不可欠である。そのため、看護教員の看護実践能力と教育実践能力の維持・向上とともに、2つの能力のバランス、そして両方を補い合うシステムを作ることが望まれる（厚生労働省, 2010）。

これをふまえ、自校では、看護教員のラダー（成長段階別モデル）を導入する。その意義は、「看護教員としての資質や能力の向上を図ること」「組織強化を図ること」「（教員の）地域に貢献できる力を養うこと」の 3 点である。また、看護教育の実践に必要な能力を「（保健師助産師看護師等養成所運営指導要領に基づく）専任教員の資格」と、「対人関係能力」「教育実践能力（教育課程運営・開発能力、学生の学校生活を支援する力）」「マネジメント能力」「看護実践能力」「研究能力」の５つの視点（領域）で考えた。各レベルの到達目標と段階、内容は、下記の通りである。

項目		レベルⅠ（1～3 年目）　新任者 新任/主任・主査	レベルⅡ（4～5 年目）　一人前 自立探求/主査・主幹	レベルⅢ（6～9 年目）　中堅 自律活動/主幹	レベルⅣ（10 年目以降）　熟達 管理者/主幹・科長
目標		**看護教員の自覚と責任を持ち、看護基礎教育について基本的知識・技術を持ち、教育を実践できる。**	**看護教員として探求的かつ主体的に教育を実践できる。**	**看護教員として自らの専門性を高めリーダーシップを発揮し、後輩の育成や組織運営に参画できる。**	**学校の管理者として学校の教育と運営に責任を持ち、組織の向上に取り組むことができる。**
対人関係能力		1. 学生と適切なコミュニケーションをとれる。 2. 学生の思いや考え、学ぶ権利を尊重し対応できる。 3. 助言を受け、学生や保護者に対応できる。 4. 適切な人に報告・連絡・相談できる。 5. 同僚や実習施設の指導者と良好な関係を築くためのコミュニケーションを図れる。	1. 学生の思いや考え、学ぶ権利を尊重し、適切なコミュニケーションがとれる。 2. 助言を受けながら対応の困難な学生や保護者に支援できる。 3. 教育に関わる施設内外の関係者と良好な関係を築くためのコミュニケーションを図ることができる。 4. 必要性や優先順位を考え、適宜、報告・連絡・相談できる。	1. 学生の思いや考え、学ぶ権利を尊重し、適切に対応できる。 2. 対応の困難な学生や保護者へ支援でき、後輩に助言できる。 3. 授業（講義・演習・実習）の教育実践において、後輩の成長を見守り必要な助言ができる。 4. 教職員の考えや意見を傾聴し、相互を信頼し尊重し合う。 5. 教育に関わる施設内外の関係者と良好な関係を築くためのコミュニケーションを図る。また、後輩に支援できる。	1. 保護者及び学校関係者などに必要な情報を提供できる。 2. 学校関係者に報告・相談・連絡が行え、関係づくりができる。 3. 学校内外部の会議（保護者会含む）において看護学校の教育への理解及び、より良い関係を構築できる。 4. 自分の考えを論理的に部下や学校関係者、外部者など、相手にわかりやすいように伝えることができる。
教育実践能力	教育課程運営・開発能力	1. 学校のカリキュラムの考え方、科目構成を理解できる。 2. 指定規則等で示されている内容の概要を理解できる。 3. カリキュラムにおける自己の専門分野の位置づけを理解できる。 4. 助言を受けながら担当授業の案作成～授業を実施できる。 5. 自己の看護実践を教材化することに努力できる。 6. 実習のねらい、方法を理解し助言を受けながら学生に対応できる。 7. 担当する実習施設等の指導者や関係者と連絡・調整できる。	1. 専門分野全体に関心を持ち、建設的に意見交換できる。 2. 担当科目の教材研究や研究授業に取り組める。 3. 実施した授業を客観的に評価し課題を明確にできる。また、それを次に活用できる。（授業の質の向上・創意工夫） 4. 学生の臨床での体験を意図的に教材化できる。 5. 担当する実習を全体的に評価し、改善点を明確にできる 6. 後輩教員に、授業に関する助言がアサーティブにできる。 7. カリキュラム開発について、学習し続けることができる。	1. 社会情勢や専門分野に関する情報を授業に活用できる。 2. 学校のカリキュラムと専門分野や科目のつながりを踏まえ、授業内容や方法を考えることができる 3. 自己のキャリアと関連する新たな分野・科目にも取り組める。 4. 後輩の教授活動に対して、指導力を発揮することができる。 5. 学生のレディネスや学習状況を的確に判断し授業を組み立てることができる。 6. 実習施設と協働して実習環境を整えることができる。 7. 自己の担当領域のカリキュラム開発に取り組める。	1. 教員が、専門分野の教材研究や研究授業に取り組めるように支援できる。また、システムを構築できる。 2. 実習環境を調整するとともに新たな実習施設を開拓し、より良い学習環境を整えることができる。 3. カリキュラム開発を企画し、運営できる。 4. 常に医療や看護の動向に関心を持ち、情報収集し、教職員に必要な情報を提供できる。
	学校生活を支援する力	1. 学生のクラス運営の取り組みに関する支援を理解できる。 2. 学生の学校生活（経済状況を含む）などを理解できる。 3. 担当する学習支援の学生とコミュニケーションを図り、先輩の支援を受けながら学習を支援できる。 4. 学生の思いや考えを尊重し支援できる。	1. 学生が責任を持ちクラス運営できるように支援できる。 2. 学生の思いや考えを尊重した支援を考え、学生の状況に応じ支援できる。	1. 学生のクラス運営が円滑にできるように、後輩教員に支援できる。 2. 対応の難しい学生への支援、対応ができる。また、後輩教員がそれらの学生に対応できるように支援できる。 3. 学生の思いや考えを尊重し支援の質向上に向け行動できる。	1. 学生のクラス運営が円滑にできるよう組織づくりが行える。 2. 学生の個別性を把握した上で、学生の状況に応じたより良い支援ができるように教員を支援できる。 3. 学生支援において法・制度を活用する際に、内容を理解し、様々な準備に計画的に取り組むことができる。
マネジメント能力（組織運営）		1. 看護教員としての自覚をもち行動できる。 2. 市の服務規律を遵守し行動できる。 3. 係や委員会活動、領域別活動で自己の役割を理解できる。 4. 学校全体の組織概要を理解できる。 5. 危機管理の概要を理解できる。 6. 専任教員の資格を取得できる。	1. 組織の一員として関係職員と協力して自己の役割を積極的に果たすことができる。 2. 学校全体の組織の内容を理解し、学校の諸活動に取り組むことができる。 3. 危機管理についてリーダーや管理者の指導や指示を受け対応できる。	1. 看護教員、市の職員として後輩の模範になる望ましい行動をとることができる。 2. 係や委員会、領域別活動のリーダーとして、関係職員と協力し学校の諸活動に取り組むことができる。 3. 後輩の組織運営を支援できる。 4. 学校運営や教育上の課題を明確にして改善策を考え、取り組むことができる。 5. 危機管理について自己の考えを持ち積極的に協力できる。	1. 看護教員、市の職員として後輩教員の模範になる望ましい行動をとることができる。また、支援できる。 2. 組織運営の課題について計画立案、実施、評価できる。 3. 危機管理体制を整え、リーダーシップを発揮して取り組める。 4. 養成所の指定規則等の法令や市の条例、学則を遵守した学校運営が行える。また、役割を果たせる。 5. 学校関係者や講師等外部関係者、関係機関と連絡・調整し学校運営を行える。また、会議を企画・運営できる。 6. 教務主任講習会等を受講し、看護基礎教育における統括的役割を果たす能力を養う。
看護実践能力		1. 基礎看護技術の原理原則を再確認できる。 2. 現場で培った看護実践の経験知を活用できる。 3. 専門領域に関する知識や技術を深め、看護を実践できる。 4. 学生のモデルとなるよう行動できる。	1. 科学的根拠に基づいた看護を実践できる。また、それを学生に説明できる。 2. 専門領域に関連した最新の医療や看護に関する情報を収集し、看護実践に活用できる。 3. 学生のモデルになれる。	1. 科学的根拠や看護倫理に基づいた看護を実践できる。 2. 専門領域に関する新しい知見を探求する姿勢をもち、看護実践能力の維持・向上を図れる。 3. 状況に応じた情報提供や、他施設及び他者と建設的な意見交換にて質の高い看護を実践できる。	1. 専門領域に関する新しい知見を探求する姿勢をもち、看護実践能力の維持・向上を図れる。 2. 教員が質の高い看護を実践できるように、支援できる。 3. 看護実践の質向上のために、関係施設と連携し企画・運営できる。
研究能力		1. 看護教育や専門分野に関連した学会や研修会に参加できる。 2. 研究課題をみつけて、他の教員と研究に取り組める。 3. 学生の看護研究や事例報告等の指導が先輩教員の支援を受けながら行える。	1. 看護教育や専門分野に関連した学会や研修会に計画的かつ主体的に参加できる。 2. 自己または、他の教員と協働して研究に取り組める。 3. 学生の看護研究や事例報告等を指導できる。	1. 看護教育や専門分野に関連する研究活動で主体的に組める。 2. 共同研究のリーダーとして役割を果たせる。 3. 学生の看護研究や事例報告等に対して、質の高い指導ができる。また、後輩教員を支援できる。	1. 看護教育や専門分野に関する研究活動を継続して取り組める。 2. 教員の研究活動を指導・支援する。 3. 学生の看護研究や事例報告等に対して、教員が質の高い指導ができるように支援できる。

【参考文献】　1)厚生労働省（2010）.「今後の看護教育のあり方に関する検討会」の報告書, mhlw.go.jp.　2)中山富子（2020）.看護教員のための学校経営と管理, p113-117, 医学書院.　3)池西靜枝, 石束桂子（2021）.看護教育へようこそ　第２版, p27-36, 医学書院.
4)日本看護学校協議会（2017）. 看護教員のラダー（資料１）, https://www.nihonkango.org.　5)厚生労働省（2021）.専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン, https://www.mhlw.go.jp/kango_kyouiku/news/3.html